

極 秘

大 蔵 省

( / )

現段階における請求権問題  
の問題点(メモ)

39. 3. 23  
理. 外.

1 経済協力と請求権問題との関係

37年末に大筋の合意をみた無償(3億ドル)及び有償(2億ドル)の経済協力は、請求権問題(一般請求権、船舶及び文化財)のどの部分に対応するか。

○ 日本側見解 — 韓国の民生安定及び経済発展に貢献することを

目的として同国に対して経済協力を行なうこととし、あわせてこのよう

に経済協力の供与の随伴的な結果として、平和条約4条の問題が同時

に解決し、もはや存在しなくなったことを日韓間で確認する(政府統一

見解)。すなわち、経済協力の供与は、韓国側が船舶及び文化財

を含むすべての対日請求権を放棄することを前提とするとの見解である。

(注) 上記見解のうち「平和条約4条の問題が同時に解決する」ということ

については、外務省事務局は、日韓両国がすべての請求権を相互に

放棄する意味であると考えているようである。しかしながら、この解

釈には疑問が残る。すなわち、わが方が対韓経済協力を供与すること

に対する反対給付として韓国側が対日請求権を全面放棄する意味と

解することもできる。現に外務大臣は、拿捕漁船請求権はこれを主張すると国会答弁を行なっている。

○ 韓国側見解 — わが方からの経済協力の供与に対して、韓国側としては、一般請求権はこれを放棄するが船舶及び文化財請求権は主張するとの見解と認められる。このような見解は、金鐘泌からの大平外務大臣あての63年1月21日付書翰（請求権問題は進展をみたので、船舶問題、文化財問題<sup>等</sup>の諸懸案も解決の曙光がみられるとの確信する旨述べている。）、大平書翰発出後における日韓非公式交渉での韓国側発言（船舶請求権を主張した。）に現われている。

## 2. 韓国側の対日請求権の性格

韓国側の対日請求権は、賠償的なものか否か。

○ 日本側見解 — 韓国は、本来賠償請求権を有しない。

○ 韓国側見解 — 韓国側は、米国解釈に関連して、韓国としては米国解釈を考慮に入れて対日賠償請求を提出した旨説明しているが、8項目中には賠償的請求を含んでいる。（例えば、地金銀の返還請求。）

(注) この点は、協定文の表現上問題となる可能性がある。

## 3 韓国請求権の及ぶ範囲

北鮮地域の請求権を含むか否か。

○ 日本側見解 — 韓国政府の施政権が現に及んでいる南鮮地域の請求権に限る。

○ 韓国側見解 — 韓国政府は、朝鮮の正統政府であるから、請求権の範囲は、北鮮を含む全鮮に及ぶ。

(注) この点は、協定の表現上問題となる可能性がある。

## 4 大平・金会談に関連する未合意点

## (1) 有債返済協力(2億ドル)の償還期間

○ 日本側見解 — 7年据置后13年

○ 韓国側見解 — 7年据置后20年

## (2) O/A 債権の支払期間

○ 日本側見解 — 3年間均等支払

○ 韓国側見解 — 10年間均等支払

(注) 上記(1)及(2)の解決方針は、既に検討済である。

## 5 わが方の対韓請求権処理の問題

(1) わが方の対韓請求権の大部分は、<sup>(わが国としては、)</sup>平和条約4条(b)項によりこれを請

求しえねばならない場にある。かかる請求権を協定上如何に<sup>43</sup>処理かは、慎重を

要する問題である。すなわち、かかる請求権を特別取極たる協定によって放棄したと解さるような処理は、損失補償の問題を誘発する異連鎖反応が大きく憂慮される。したがって、平和条約4条(b)項後部の請求権については、協定上これを明記しないのが最も望ましく、明記するとしても4条(b)項の効力を形式的に確認するに止めるのが妥当である。

(2) その他の対韓請求権については、上記1の(注)に記載のとおり、これを主張するのが妥当である。

(注) 平和条約4条(b)項非後部の対韓請求権<sup>と12</sup>は、現在判明している限りでは拿捕漁船請求権及び国自船舶請求権が考えられる。

## 6 拿捕漁船請求権の問題

(別途検討中)

## 7 経済協力実施上の問題

(外務省経済協力課の作成に係る「対韓無償及び有償供与実施大綱(草案)」につき別途検討する。)

## 8 韓国側の対日請求権放棄に伴うわが方の免責の問題

(協定上の)

### (1) 免責条項の2類型

(1) 韓国(政府)は、平和条約発効までの間に発生した、韓国(政府)及び

その国民の日本国(政府)及びその国民に対するすべての請求権  
(債権を含む。)を放棄する。

(ロ) (上記イ)に加えて) 韓国政府は、この協定の発効後においては、  
日本国(政府)及びその国民が、平和条約発効前に発生した韓国  
(政府)及びその国民の請求権に対していかなる支払いもする必要  
がないことを保証する。

## (2) 免責条項の実効性の問題

協定上の免責条項は、<sup>その中で</sup>韓国側の対日請求権を完全に消滅させ、わが方  
が完全な免責を受けうる効力を有するか否か問題がある。したがって、  
免責条項は内容的に対日請求権を完全に<sup>能う限り</sup>殺しうるものでなければなら  
ないのは当然であるが、この点のほかに別途国内立法措置の要否に  
ついて検討する必要がある。

## 9. 善后処理の問題(対日請求権を完全に殺すための国内処理と殺した結果留保命等の処理の問題)

(1) 消滅の処理を行なうべき対日請求権としては、(協定上の表現の問題  
とは別に) 具体的にどのようなものがあるか。

(イ) 8項目に含まれる請求権の検討

(ロ) その他の検討(銀行預金、株式、取引上の債権等が考えられる。)

(2) 消滅のための処理は、立法措置によるか。立法措置を講ずる場

合、單行法でよいか、個別法令の改正の必要があるか。

(3) 韓国人の権利を消滅させることと国内法理論との関係について

検討する必要がある。(例えば、韓国人の株主権を有価証券理論上

無効にすることができるか。)

(4) 消滅させる権利と在日韓国人の同種権利との混同をさけるか。

(5) 為替管理法上持込の可能性を打ち切りうるか。

(6) 韓国人の対日請求<sup>求</sup>権に対して時効を援用できるか(解釈又は立法

措置の問題)。

(7) 韓国関係請求権と北鮮関係のそれとの区別の問題。たとえば、

被差別朝鮮人未収金の供託金は、上記区別が不可能であれば最終処

理ができないのではないかと。

(8) 対日請求権消滅の結果として不当に利得するような事態(民法上の

不当利得か否か問題がある。)の発生が予想される。このような事態

を放置するのは、公平の原則に及するのではないかと。(たとえば、国庫

帰属等の措置が必要ではないかと。)

在外財産問題に影響を与えると同時に、

(9) 日韓問題の解決は、外地特別会計処理の検討を誘発する可能

性がある。(外地特別会計処理の問題については、主計局に検討を依頼している。)